様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年5月31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）さんじゅうさんぎんこう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社　三十三銀行  （ふりがな） みちひろ　ごうたろう  （法人の場合）代表者の氏名 取締役頭取　道廣　剛太郎 印  住所　〒510-0087　三重県四日市市西新地7番8号  法人番号　　2190001010309  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第3次中期経営計画 | | 公表日 | 2024年3月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表  URL: https://www.33fg.co.jp/news/pdf/20240327e.pdf | | 記載内容抜粋 | 第3次中期経営計画  【10年後に目指す姿】(P.3)  金融・非金融の幅広いサービスを提供し、地域経済・社会を広く支えることで、すべてのステークホルダーから愛され信頼される金融グループ  （法人のお客さま）  　・リレーション＆ソリューションをデジタルを活用してさらに進化  　・金融・非金融の幅広いサービスの提供  （個人のお客さま）  　・パーソナライズしたサービスの提供  　・対面・非対面を組み合わせたハイブリッドコミュニケーション  【3年後に目指す姿】（P.4）  合併イベントに次ぐ第二の変革として、DXや人的資本経営の推進などにより、新たな営業スタイルを確立し、収益増強と業務の効率化を図り、10年後に目指す姿の実現に向けた体制を構築する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 中期経営計画の内容については、取締役会において承認されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第3次中期経営計画 | | 公表日 | 2024年3月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表  URL: https://www.33fg.co.jp/news/pdf/20240327e.pdf | | 記載内容抜粋 | 第3次中期経営計画  【DX戦略】（P.6）  ・データドリブンな業務環境への変革を目指し、DXを迅速かつ強力に推し進める体制を構築してまいります。  ・行内業務を徹底的にデジタル化し、事務量削減とコスト削減を図るとともに、営業力強化と顧客利便性向上を通じてトップライン増強を図ってまいります。  【基本方針～リレーション＆ソリューションの進化～「DXの推進による営業スタイルの変革」】（P.7）  DXの推進によりお客さまとのデジタル接点と行内情報共有を強化し、お客さま毎にパーソナライズされた付加価値の高い情報の提供を拡充することで、対面チャネルと非対面チャネルの融合を促進し、ビジネスモデルである「リレーション＆ソリューション」を「進化」させてまいります。  【基本方針～経営の効率化・最適化～「IT・DXの活用による生産性向上」】（P. 10）  営業店を「事務の場」から「コンサルティングの場」へと変革するため、事務をゼロベースで見直し、お客さま満足度の向上と営業店事務の効率化を図ってまいります。  【基本方針～経営の効率化・最適化～「戦略的な人材配置」】（P.11）  人的資本経営を実践し、人材育成施策、社内環境整備施策に取り組むことで、経営戦略と連動した適所適材の人員配置を実現してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 中期経営計画の内容については、取締役会において承認されている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページにて公表  第3次中期経営計画  URL: https://www.33fg.co.jp/news/pdf/20240327e.pdf | | 記載内容抜粋 | 第3次中期経営計画  【経営の効率化・最適化】（P.2）  DX戦略部の新設  【DX戦略】（P.6）  5.組織・人材　DX戦略推進のための人材を戦略的に育成・確保 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 第3次中期経営計画  URL: https://www.33fg.co.jp/news/pdf/20240327e.pdf | | 記載内容抜粋 | 第3次中期経営計画  【DX戦略】（P.6）  システム　　：次期勘定系システム、周辺システムに関するアーキテクチャの検討・方針決定  組織・人材　：DX戦略推進のための人材を戦略的に育成・確保 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 第3次中期経営計画 | | 公表日 | 2024年3月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 第3次中期経営計画  URL: https://www.33fg.co.jp/news/pdf/20240327e.pdf | | 記載内容抜粋 | 第3次中期経営計画  【基本方針～経営の効率化・最適化～「IT・DXの活用による生産性向上」】（P.10）  　事務量3年3割削減プロジェクト  【基本方針～経営の効率化・最適化～「戦略的な人材配置」】（P.11）  本部をスリム化。一方でIT・DX関連部署は増加  　・その他本部人員　　10%→11%  　・事務人員　　　　　44%→39%  ・営業人員　　　　　46%→50% |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年4月1日 | | 発信方法 | 当行ホームページ　トップメッセージ  URL:https://www.33bank.co.jp/about/gaiyou/aisatsu.html | | 発信内容 | 当行ホームページ　トップメッセージ（抜粋）  「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」という経営理念のもと、地域社会、地域経済、そして当行がともに成長できる好循環を目指しております。  基本方針として「リレーション&ソリューションの進化」「経営の効率化・最適化」「経営基盤の強靭化」の３つを掲げ、「DX戦略の推進」と「人的資本経営の実践」を変革のエンジンとして各種施策に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | IPA「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己診断を実施し、情報処理システムにおける課題を把握しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ経営ガイドライン等を踏まえ、社内規程に基づき、行内のサイバーセキュリティ・リスク管理態勢を構築している。  具体的には、システム部担当役員を責任者、システム部長をチーム長とするCSIRTを銀行内に設置し、月に一度関係部署を集めて定例会を開催しています。定例会では当行に関係する脆弱性情報、サイバー攻撃の検知状況、各種セキュリティ事例の共有、外部機関（金融ISAC等）との連携等を行っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。